## インシュアランス・カンパニーが、平成三十年五マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・〇金融庁告示第三十五号

平成三十年六月二十九日

○外務省告示第二百二十四号 金融庁長官 森 信親

機関事務局長回章)(平成三十年一月二十九日付け世界知的所有権

平成三十年六月二十九日

官

外務大臣 河野 山

る。 4.(b)ii中「c)及びf」を「b)及びd」に改め 1.b)ii中「c)及びf」を「b)及びd」に改め

二 41.6中「又は(6)」を「又は(6)」に改める。

いないものがおらず、かつ」を加える。 出願をするに当たり当該国際出願の実質的な所出願をするに当たり当該国際出願の実質的な所 三 6.の手数料表五中「ただし」の下に「、国際

## 〇財務省告示第百六十六号

| で次のように告示する。 | 「頃ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量を当該各

平成三十年六月二十九日

財務大臣 麻生 太郎関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十一月までのこれらの物品の輸入数量を同表の上日までのこれらの物品の輸入数量を同表の一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の上の一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の上間に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応収に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応収に表す。

一八	1 1	一六	五五	一四の二	一四	1 111	111	<u> </u>	10	九	八	七	六	五	四	三	=		表第一の六の項名関税暫定措置法別
一、三七九トン	一六、八三九トン	一、六四〇トン	八五トン	八二、七〇八トン	二一四、五五〇トン	八四七、二一二トン	一二、二 八トン	三、三〇四トン	五七三トン	四、〇六七トン	二九七トン	ートン	ーートン	ニ〇トン	四、一二〇トン	Oトン	二八トン	(イン)	輸入数量

五六トン	二九
O トン	二八
三五四トン	二七
一八トン	二六
O トン	三五
ーセトン	二四
110エン	1 [111]
六六トン	1111
七、六二五トン	111
二八トン	110
ニ六ニトン	一九

の表の下欄に掲げる数量とする。 した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の 財表等一の六の項の区分に応じ、それぞれ次別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる同法の表の下欄に掲げる物品と、次の表の上欄に掲げる物品と、大会工作。 した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法とに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる向法第九条の二第一項の は、次の表の上欄に掲げる物品と、一項の は、次の表の上欄に掲げる物品と、 は、次の表の上欄に掲げる物品と、 の表の下欄に掲げる数量とする。

LI			
- Was de l'all de la	一四		表第一の六の項名関税暫定措置法別
	四九、	八四七、	輸入
	二三六トン	ニーニトン	数 量

## ○財務省告示第百六十七号

輸入数量を次のように告示する。 特人数量を次のように告示する。 が出から平成三十年五月三十一日までの生鮮等第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十年度第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十年度第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十年度

平成三十年六月二十九日

に応じ、当該各号に掲げる数量とする。 象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対2 平成三十年度の初日から平成三十年五月三十

オ務省 まさぎょく しき 一一 冷凍牛肉 三万五百五十七トン

生鮮等牛肉

二万六千百八トン

〇財務省告示第百六十八号

数量を次のように告示する。

数量を次のように告示する。

数量を次のように告示する。

数量を次のように告示する。

数量を次のように告示する。

数量を次のように告示する。

平成三十年六月二十九日

区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一

生きている豚及び豚肉等 十四万四千四トン

十四万四千六トン

〇財務省告示第百六十九号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)財務による。以下同じ。)の各輸入数量を次のように告示する。以下同じ。)の各輸入数量を次のように告示する。以下同じ。)の各輸入数量を次のように告示する。以下同じ。)の各輸入数量を次のように告示する。以下同じ。)の各輸入数量を次のように告示する。以下同じ。)の各輸入数量を次のように告示する。以下同じ。)の各輸入数量を次のように告示する。以下同じ。)の各輸入数量を次のように告示する。以下可以表示。以下可以表示。

号に掲げる数量とする。 
は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一 
財務大臣 麻生 太郎

オ務省告売等百~1号 二)冷凍牛肉 三万四千六百三十一トン 生鮮等牛肉 二万三千五百六十八トン

○財務省告示第百七十号

平成三十年六月二十九日 (昭和三十五年法律第三十六号) 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

平成三十年七月一日 財務大臣 麻生 太郎